

知的財産戦略専門調査会の今後の進め方について（案）

平成 17 年 1 月 27 日

大学等における知的財産権の積極的活用等について
科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について

1. 必要性

- (1) 2003 年 6 月及び 2004 年 5 月に、総合科学技術会議として、大学等の知的財産活動について積極的に取り組むべき方策の全体像及び早急に検討すべき課題を示してきたが、昨年 4 月の国立大学法人化を契機に、これらの方策の具体化が進みつつある。そのような状況の中で、大学等は、試験・研究における特許発明の取り扱い、第三者の権利侵害への対応等、これまで経験したことのない課題に直面してきている。このような課題については、大学等全体の課題として認識し、国が対処を検討すべきものも多く含まれている。これらについては、速やかにその解決の方策を示す必要がある。
- (2) また、平成 17 年度の文部科学省、経済産業省等の科学技術関係の重点施策として、産学官連携の推進及び地域科学技術の振興が挙げられており、総合科学技術会議としても、大学等が産業界や地域の行政機関等と連携して地域の特性を活かした優れた知的財産を創造することについて、取り組むべき支援策に関する方向性を提示すべきであると考えられる。
- (3) さらに、第 3 期科学技術基本計画の策定にあたって、今後の科学技術政策における知的財産戦略のあり方についても検討を進める必要がある。

2. 検討項目

具体的な課題

- (1) 大学等における知的財産権の積極的活用
- ・試験研究における特許発明の利用の円滑化（ガイドラインの策定等）¹
 - ・大学等が関係する知的財産関連の紛争に対する対応等の検討
- (2) 大学発ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用
- ・大学等とベンチャー企業間の利益相反ルールの明確化

- (3) 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用
 - ・ 自然資源（海洋生物、山間植物等）の知的財産化と活用等の検討
 - ・ 地域の研究開発ポテンシャルを活用した知的財産の創造の検討
 - ・ 大学等と地方自治体所属の研究機関等との連携強化策の検討

- (4) 知的財産専門人材の確保・育成のための方策
 - ・ 知財専門人材育成のための教育振興方策の検討
 - ・ 知的財産関連実務者の確保・充実のための方策の検討

1：研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチームを設置し、内容の検討を行う。検討結果は専門調査会において審議を行う。

- 科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方の検討
- ・ 課題の整理

3. 今後のスケジュールについて

【第21回】 1月27日(木)

検討事項:関係省庁から取組状況説明、検討の進め方、討議

- (1) 知的財産戦略に関する取り組み状況について
関係省庁における取組状況説明(文部科学省、経済産業省、特許庁)
- (2) 大学等における知的財産権の積極的活用等について
討議
プロジェクトチームの設置
- (3) 科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について
討議

【第22回】 2月18日(金)

検討事項:関係省庁から取組状況説明、専門委員プレゼンテーション、討議

- (1) 科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について
討議
- (2) 大学等における知的財産権の積極的活用等について
関係府省説明
専門委員プレゼンテーション
討議
 - ・大学等における知的財産権の積極的活用
 - ・大学発ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用

【第23回】 3月16日(水)

検討事項:専門委員プレゼンテーション、討議

- (1) 科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について
討議
論点整理
- (2) 大学等における知的財産権の積極的活用等について
専門委員プレゼンテーション
討議
 - ・地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用
 - ・知的財産専門人材の確保・育成のための方策

【第 24 回】4月中旬

検討事項: 専門委員プレゼンテーション、討議、論点整理

(1) 大学等における知的財産権の積極的活用等について

専門委員プレゼンテーション

討議

- ・ 大学等における知的財産権の積極的活用
- ・ 大学発ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用
- ・ 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用
- ・ 知的財産専門人材の確保・育成のための方策

論点整理

【第 25 回】5月上旬

検討事項: まとめ骨子案の審議

(1) 大学等における知的財産権の積極的活用等について

まとめ骨子案の審議

【第 26 回】5月中旬

検討事項: まとめ骨子案の審議、その他

(1) 大学等における知的財産権の積極的活用等について

まとめ案の審議・決定

総合科学技術会議へまとめ案を報告

(2) その他

【第 27 回】6月中旬

検討事項: 未定

(参考)

科学技術基本計画(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定) 関係部分抄

第 1 章 基本理念

2. 我が国が目指すべき国の姿と科学技術政策の理念

(2) 国際競争力があり持続的発展ができる国の実現に向けて

- 知による活力の創出 -

「国際競争力があり持続的発展ができる国」とは、現下の経済社会が有する諸課題を克服し、付加価値の高い財・サービスを創出し、雇用機会を十分に確保することで、国際的な競争環境の中で我が国の経済が活力を維持し、持続的に発展を遂げ、国民の生活水準を向上させられる国である。

産業技術力は、我が国産業の国際競争力の源泉であり、国民生活を支えるあらゆる産業活動を活性化していく原動力でもある。また、産業技術は科学技術の成果を社会において活用する観点からも重要である。我が国経済の活力を維持し持続的な発展を可能とするため、技術の創造から市場展開までの各プロセスで絶え間なく技術革新が起きる環境を創成し、産業技術力の強化を図ることで、国際的な競争優位性を有する産業が育成されることが必要である。特に、研究開発に基盤を置いた新産業の創出が必要であり、このため、科学技術と産業とのインターフェースの改革が急務である。

具体的には、例えば、T L O 等の技術移転機関が質的量的に充実し、公的研究機関からの特許の移転が進み、公的研究機関発の数多くのベンチャー企業が起こるなど、公的研究機関の研究成果が数多く産業へ移転される、国際標準が数多く提案される、国際的な特許の登録件数が増加する、産業の生産性が向上するなど強い国際競争力を持つことを目指す。

第 2 章 重要政策

11. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

2. 産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革

(2) 公的研究機関から産業への技術移転の環境整備

(b) 公的研究機関が保有する特許等の機関管理の促進

公的研究機関において、有用な研究成果を実用化に結びつける仕組みを整備する。このため、以下のような施策を推進する。

第 1 期基本計画においては、自らの研究成果を伴って研究者が流動できるとの観点、及び研究者個人へのインセンティブを向上させる観点から、職

務上得られる特許等について個人への帰属を導入し、活用促進を図ってきた。しかし、当該特許等の個人帰属は増加したものの、その実施という観点では必ずしも増加に結びついていない。研究開発成果の活用をより効果的・効率的に促進するため、個人帰属による活用促進から研究機関管理を原則とする活用促進への転換を進める。

研究機関は、研究機関管理に必要な特許等の取得、管理、展開の機能を整備する。技術移転機関は、研究機関のこれらの機能を支援する活動を促進する。

研究機関管理への転換に当たって、発明者である研究者に対するインセンティブの一層の向上を図る観点から、実施料収入からの個人への十分な還元が行えるよう制度を整備する。なお、研究者が異動する場合における発明者インセンティブの継続についても十分に留意することが必要である。

これらの改革は、まず、自主的な運営の中で特許等の活用が可能となる独立行政法人研究機関等において取り組み、大学等、他の研究機関については、今後検討する。なお、研究成果の特許化を進めるに当たっては、特許を取り巻く環境がグローバル化しつつある状況にかんがみ、公的研究機関においても、国内での取得のみならず海外における特許化を促進する。

7．科学技術振興のための基盤の整備

(4) 知的財産権制度の充実と標準化への積極的対応

…（略）…

また、研究開発成果の普及等には、新たに開発された技術の市場化のための手段としての標準化への積極的な対応が必要となる。特に、ネットワーク社会の進展、異業種融合分野の拡大等から、国際標準を制するものが市場を制する時代ともなっており、また研究開発の成果を具体化した製品等に係る基準認証制度が国際的に同等なものであることが国際競争の中で極めて重要な要素となっている。このような状況にかんがみ、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）、ITU（国際電気通信連合）等における国際標準化活動に積極的に寄与するとともに、経済活動のグローバル化に対応した国際ルールの整備への積極的貢献を図る。さらに、アジア・太平洋諸国との戦略的な標準化協力関係を構築する。これらと併せて、標準化を意識した研究開発を実施するとともに、公的研究機関の標準化活動への参画を促進する。